上尾、桶川、伊奈衛生組合パブリック・コメント手続実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、パブリック・コメント手続に関して必要な事項を定めることにより、組合の政策等形成過程における公正の確保及び透明性の向上を図るとともに、住民等の組合行政への参画を促進し、住民等との協働による組合行政を推進することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において「パブリック・コメント手続」とは、実施機関が組合の基本的な政策等（以下単に「政策等」という。）の意思決定をする過程において、その案を広く住民等に公表し、これらについて提出された住民等からの意見及び情報（以下「意見等」という。）を考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見等の概要、当該意見等に対する組合の考え方等を公表していく一連の手続をいう。

２　この要綱において「実施機関」とは、管理者、公平委員会及び監査委員をいう。

３　この要綱において「住民等」とは、次のいずれかに掲げるものをいう。

(1) 上尾市内、桶川市内又は伊奈町内に住所を有する者

(2) 上尾市内、桶川市内又は伊奈町内に事務所又は事業所を有するもの

(3) 上尾市内、桶川市内又は伊奈町内の事務所又は事業所に勤務する者

(4) 上尾市内、桶川市内又は伊奈町内の学校に在学する者

(5) 上尾市、桶川市又は伊奈町に対して納税義務を有するもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、パブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

（対象）

第３条　パブリック・コメント手続の対象となる政策等は、次に掲げるものとする。

(1) 組合行政の各分野における基本的な構想、計画等の策定、改定及び廃止

(2) 住民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定、改定及び廃止

(3) その他実施機関がパブリック・コメント手続を実施する必要があると認めるもの

（適用除外）

第４条　実施機関は、前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、パブリック・コメント手続を適用しないことができる。

(1) 緊急を要するもの

(2) 軽微なもの

(3) 実施機関に裁量の余地がないと認められるもの

(4) 法令その他の規定により、縦覧、意見書の提出その他の手続が定められているもの

(5) 附属機関又は実施機関が設置するこれに準ずる機関において、パブリック・コメント手続に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基き、政策等を決定するもの

(6) 分担金、使用料及び手数料等の徴収に関するもの

２　実施機関は、前項第１号の規定に該当することにより、パブリック・コメント手続を省略したときは、速やかに住民等にその理由を公表しなければならない。

３　前項の規定による公表は、組合ホームページへの掲載及び組合事務所、上尾市、桶川市及び伊奈町の関係部署等での閲覧の方法により住民等に行うも

のとする。

（政策等の案の公表）

第５条　実施機関は、政策等の策定をしようとするときは、最終的な意思決定を行う前の適切な時期に政策等の案を公表するとともに、意見等の提出先、提出方法、提出期間等必要な事項を併せて明示するものとする。

２　実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、次に掲げる資料等を併せて公表するものとする。

(1) 政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景

(2) 前号に掲げるもののほか、住民等が政策等の案を理解するために必要な資料

（公表方法）

第６条　実施機関は、前条の規定による公表を、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 組合ホームページへの掲載

(2) 組合事務所、上尾市、桶川市及び伊奈町の関係部署等、並びに実施機関が指定する場所での閲覧

(3) その他実施機関が定める方法

２　実施機関は、前項の規定によるほか、上尾市、桶川市及び伊奈町の広報紙等を活用し、公表する政策等の案の入手方法等を住民等に周知するよう努めるものとする。

３　第１項の公表の期間は、原則として、当該公表を開始した日から３０日以上行うものとする。

（意見等の提出）

第７条　実施機関は、政策等の案の公表を開始した日から３０日以上の期間を

設けて、住民等から意見等の提出を受けるものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、当該期間を短縮することができる。

２　意見等を提出しようとする住民等は、パブリック・コメント手続意見提出書（別記様式）に、住所、氏名、その他必要な事項を記載し、次に掲げる方法により実施機関に提出しなければならない。

(1) 郵便

(2) 電子メール

(3) 実施機関が指定する場所への持参

(4) その他実施機関が適当と認める方法

（意思決定に当たっての意見等の取扱い）

第８条　実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の策定の意思決定を行うものとする。

２　実施機関は、前項の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、上尾、桶川、伊奈衛生組合情報公開条例（平成２８年上尾、桶川、伊奈衛生組合条例第７号）第７条各号に規定する非公開情報に該当するものを除く。

(1) 提出された意見等の概要

(2) 提出された意見等に対する実施機関の考え方

(3) 政策等の案を修正した場合における当該修正の内容

３　第６条第１項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

（一覧表の作成等）

第９条　管理者は、パブリック・コメント手続を行っている案件の一覧表を作成し、組合ホームページへの掲載及び組合事務所での閲覧の方法により住民等に情報提供するものとする。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、パブリック・コメント手続の実施に関して必要な事項は、実施機関が別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和８年１０月１日から施行する。